

今後の感染拡大防止対策等について

1 市民への呼びかけ

- 感染防止対策の啓発や飲食店の夜間利用の自粛、感染リスクが回避できない場合の不要不急の外出自粛などに関する街頭宣伝やポスターの掲出による注意喚起を実施
- 感染防止対策の啓発や外出自粛などに関する市長のメッセージ動画を作成し、LINE、Twitterによる配信及び市内大型ビジョンでの放映による注意喚起を実施

2 市有施設

- 感染防止対策を徹底したうえで、順次開館（カラオケ設備の利用は、引き続き自粛するほか、施設により一部利用条件あり）

3 事業者関係

- 営業期間短縮等の要請に伴う北海道からの支援金の支給事務の実施
- 市内の主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などの午後9時以降の夜間消灯の協力依頼
- コールセンター企業向け換気対策等支援金の実施

4 交通事業者関係

- 地下鉄さっぽろ駅・大通駅へ引き続き、検温装置を設置
- ※ 地下鉄・路面電車については、通常ダイヤで運行（10月1日～）

5 学校関係

- 市立学校における修学旅行等の学校行事の実施に当たっては、感染防止対策を特に徹底
- 部活動は、活動を厳選（時間、人数、場所等）して、感染防止対策を徹底したうえで、実施
- 市内の大学・短期大学に対し、感染対策を講じたうえで、適切な授業の実施による学修機会の確保を図りつつ、学外活動等に係る感染対策や注意喚起の徹底することを要請

6 医療提供体制関係

- 自宅療養者に対する健康観察や診療体制などの更なる整備
- 第2入院待機ステーションにおける診療体制の更なる整備
- 妊婦等の入院受入医療機関の役割分担による効率的な病床活用
- 医療機関と連携した抗体カクテル療法の活用

営業時間短縮等の要請に応じる飲食店等への協力支援金について

1 要請の趣旨

札幌市内では、9月30日をもって緊急事態措置は解除されることになるが、対策の緩和については、国の対処方針により段階的に行うこととなっているため、北海道知事が、10月1日以降も市内全飲食店等に対し営業時間短縮等を要請するもの。

2 要請の概要

(1) 要請期間

○令和3年10月1日(金)から令和3年10月14日(木)まで (14日間)

(2) 対象施設 札幌市内の飲食店・カラオケ店

(3) 要請内容

○営業時間の短縮

	北海道飲食店感染防止対策認証店 (第三者認証制度)	左記以外の店舗
営業時間	午前5時から午後9時まで	午前5時から午後8時まで
酒類提供	午後8時まで	午後7時30分まで

○北海道知事が定める事項 (同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする等)

(4) 協力支援金

○支援金額/1店舗1日当たり

➤ 中小企業⇒2万5千円から7万5千円

(前年度または前々年度売上高の3割をもとに計算)

➤ 大企業 ⇒上限20万円

(前年度または前々年度と今年度を比較した売上高の減少額の4割をもとに計算)

※中小企業は、大企業と同じ計算方法も選択可

○支援金対象期間

原則、令和3年10月1日(金)から令和3年10月14日(木)まで

3 要請期間と申請受付期間

	要請期間	申請受付期間
1	4月27日から5月11日	5月12日から8月31日
2	5月12日から5月31日	6月1日から8月31日
3	6月1日から6月20日	6月21日から8月31日
4	6月21日から7月11日	7月12日から8月31日
5	7月12日から7月25日	7月26日から8月31日
6	7月26日から8月26日	9月1日から10月31日
7	8月27日から9月12日	9月13日から10月31日
8	9月13日から9月30日	10月1日から11月30日
9	10月1日から10月14日	10月15日から(予定)